所管部署	下水道施設課
処分の 名称	使用料等の減免
処分権者	周南市上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第33条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第33条
審査基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第33条 (使用料の減免) 第33条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例 で定める使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)の一部又は全部を減額 し、又は免除することができる。
標準処理 期間	1 4 日
備考	

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	占用の許可及び変更許可
処分権者	周南市上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第1項
基準規定	周南市公有財産管理規則第34条
審査基準	周南市公有財産管理規則第34条 (使用許可の基準) 第34条 法第238条の4第7項の規定により、行政財産をその用途又は目的 を妨げない限度において使用の許可をすることができる場合は、次の各号のいず れかに該当する場合とする。 (1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共団体において公用若しく は公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐又は代行する事務事業の用に供 するため使用するとき。 (3) 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させると き。 (4) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜のため、食堂、売店等を経営 させるとき。 (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
標準処理 期間	14日
備考	

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	使用料等の減免
処分権者	周南市上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第27条
基準規定	周南市下水道条例第27条
審査基準	周南市下水道条例第27条 (使用料の減免) 第27条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料等 を減額し、又は免除することができる。
標準処理 期間	1 4 日
備考	

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	占用の許可及び変更許可
処分権者	周南市上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第23条第1項
基準規定	周南市公有財産管理規則第34条
審査基準	周南市公有財産管理規則第34条 (使用許可の基準) 第34条 法第238条の4第7項の規定により、行政財産をその用途又は目的 を妨げない限度において使用の許可をすることができる場合は、次の各号のいず れかに該当する場合とする。 (1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共団体において公用若しく は公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐又は代行する事務事業の用に供 するため使用するとき。 (3) 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させると き。 (4) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜のため、食堂、売店等を経営 させるとき。 (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
標準処理 期間	1 4 日
備考	